

相生市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成 13 年 3 月 30 日

相生市長 谷 口 芳 紀

### 相生市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要綱

#### ( 目 的 )

第 1 条 この要綱は、相生市各種補助金等交付規則 ( 昭和 48 年規則 第 32 号、以下「補助金等交付規則」という。 ) に定めるもののほか、市内の商店街の振興を図るため、当該商店街が形成されている地域で空き店舗を借り上げ、出店する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

#### ( 補助対象団体 )

第 2 条 補助の対象となる団体は、商工会議所法 ( 昭和 28 年法律第 143 号 ) に基づく相生商工会議所 以下「商工会議所」という。 とする。

#### ( 補助対象事業 )

第 3 条 補助の対象となる事業 ( 以下「補助対象事業」という。 ) は、商工会議所が相生市商店連合会と連携して、商店街における不足業種又は集客が期待できる業種・店舗を誘致する事業とする。

#### ( 補助対象経費 )

第 4 条 補助の対象となる経費は、空き店舗に係る毎月の借上料とする。

#### ( 補助金の額及び補助率 )

第 5 条 補助金の額及び補助率は、開業日の属する月から 3 年間を限度とし、借上料月額に 3 分の 1 を乗じた額とし年額 40 万円を限度とする。ただし、算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

#### ( 補助金の交付申請等 )

第 6 条 補助金の交付手続きは、補助金等交付規則の定めるところによる。

#### ( 補 則 )

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

# 空き店舗等活用事業実施要領

## (目的)

第1条 本事業は、各商店街の中の空き店舗における新規開業者に対し、相生市商店街空き店舗等活用事業補助金交付要綱により家賃の助成を行うことにより、空き店舗の解消に努め、もって商店街の活性化に資することを目的とする。

## (開業者の条件)

第2条 開業者の条件は、次の条件を満たすものとする。

(1) 商業又はサービス業等を営む中小企業者(中小企業基本法に定める常時使用する従業者の数が50人以下又は資本金1千万円の会社、個人)であること。

(2) 商店街のにぎわいづくりに適した店舗であること。風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける店舗や公序良俗に反する店舗は、対象としない。

(3) 恒久的な入店が可能であること。

(4) 空き店舗の買い取りや親族等による再営業は対象としない。

(5) 近隣商店街からの移転については、既存店は存続すること。

(6) 開業者は当振興組合の組合員となり、当振興組合が実施する事業に積極的に参加すること。

## (事前協議)

第3条 商店街空き店舗等活用事業補助金を受けようとする者は、事前に商工会議所及び相生市商店連合会と協議しなければならない。

## (助成内容)

第4条 開業者に対し、商工会議所を通じ当該店舗の家賃の助成を行う。

(1) 限度額は年額40万円とする。

(2) 助成期間は、認定した月から3年間とする。

## 附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

# 相生市商店街空き店舗等活用事業のフロー

